



加害者被害

ハラスメント対策

パワハラ防止法と六つの類型

近年、職場でのハラスメント問題は深刻化しており、法律による規制が強化されています。通称「パワハラ防止法(労働施策総合推進法)」の施行により、現在は大企業・中小企業を問わず、相談窓口の設置など、「パワハラ防止措置」を講じることが企業の法的義務になりました。

具体的には何がパワハラに当たるのでしょうか。厚生労働省は「優越的な関係を背景に」「業務上必要かつ相当な範囲を超え」「就業環境を害するもの」と定義し、▷身体的な攻撃(暴力・傷害)▷精神的な攻撃(暴言・執拗な叱責)▷人間関係からの切り離し(無視・隔離)▷過大な要求(遂行不可能な業務の強制)▷過小な要求(仕事を与えない)▷個の侵害(プライバシーへの過度な介入) - といった六つの類型を示しています。

裁判などの紛争で最大の争点となるのは、主に「業務上の適正な指導か、違法なパワハラか」の境界線です。指導の目的や場所、言葉の激しさなどが、社会通念上の許容範囲を超えているかどうか厳しく問われます。

また、被害が発生した際、会社が事実を知らながら適切な調査や対応を怠った場合には「安全配慮義務違反」とみなされます。この場合、加害者個人の責任だけでなく、会社そのものの損害賠償責任が追及されることになります。法整備が進んだ今、組織にはより高度な対応が求められています。

最後に、ハラスメント対策は単なる「訴訟リスクの回避」ではありません。社員が萎縮せず、安心して能力を発揮できる環境を作ることは、生産性の向上や人材定着につながる「未来への投資」となります。

WaSay法律事務所 代表・弁護士 魚谷和世

青色申告会の元気企業

地域を支える大切な存在に

ことく理容室

暖かくなると、髪を切ってスッキリしたくなります。あなたは髪を切るときは理容室、美容室のどちらですか。今回はことく理容室の小徳澄男さんに伺いました。

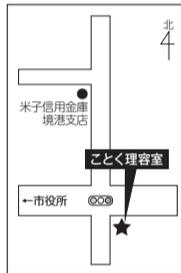
「家の中でできる仕事がいい」という親御さんのアドバイスもあって、なんと散髪屋さんへの道へ。理容学校でゼロから学び、修業を積んで1986(昭和61)年1月1日に独立開業。建設現場からハサミを握る職人となりました。

家族3人で店舗を切り盛り



【事業所のあらし】

事業所名 ことく理容室
代表者 小徳 澄男(ことく・すみお)
所在地 境港市上道町475-5
事業内容 理容室
定休日 月曜日、盆、正月
営業時間 8:00~18:00
TEL 0859-44-6955



息子の潤一さんが2004(平成16)年から店に加わったこともあり、現在の店舗に新築移転したのが2005(平成17)年1月。入り口はバリアフリー設計で車椅子でもスイスイ入店でき、店内の一角はしっかりと仕切られているので女性のお客さんも安心して利用できます。

散髪屋さんは男性の利用ばかりかと思いきや、同店は女性のお客さんも意外と多いそうです。理由のひとつが「顔そり」。「自分でカミソリを使っていたけれど、目が悪くなってきて安全のために理容室でお願いするようになった」という女性が結構いらっしやるのか。

「椅子」です。昇降機能、リクライニング機能付きで重厚感があり、座り心地は抜群。結構な値段がしているようです。また、シャンプーは理容室では「前屈み」が一般的でしたが、同店では椅子を反転させて仰向けでシャンプーできるようにしています。

お客さんの年齢層は、生まれて数カ月の赤ちゃんから、100歳くらいのお年寄りまでの全世代。さらに、グループホームなどへの出張サービスも行っているため、外出が難しい皆さんにも手が届く、頼もしい存在です。

現在は、奥様もバリバリ現役で店を支えています。小徳さんの理容師人生、今では家族3人で地域を支える大切な存在の店に育ちました。

実は奥様、青色申告会の会計ソフト「ブルーリターンA」を長年使いこなすデジタル派。確定申告もほとんど電子化が進む時代ですが、「やり方がわからない」と従来の書面提出を続けている人も少なくありません。

そんな中、奥様からは「よし、電子申告にチャレンジしてみよう」という前向きな一言もありました。境港青色申告会は、全力でサポートします。どうぞ、気軽に相談ください。

税務・会計一口メモ

小規模企業共済

今回は税金から少し離れて、将来の準備(小規模企業共済)について触れたいと思います。この制度は国が作った退職金制度で、個人事業主や小規模企業の役員が廃業・退職の際に受け取ることができるものです。

掛金は月額1000円から7万円と幅広く、全額所得控除となるため、高い節税効果が期待できます。また、受け取り時には退職所得扱いとなり、税制優遇があります。

小規模企業共済の加入対象は、常時使用する従業員20人以下(商業、サービ)

に、介護保険料率は0.8割になります。また、今年度から「子ども・子育て支援金」の納付が開始され、本人負担分として0.115割が加わります。

雇用保険料率も4月1日から0.005割(本人負担分)に変わりますので、給料計算時に確認をお願いいたします。

青申会だより

新年度がスタート

ことしは正月から雪が降り、2月にも「記録的大雪」に見舞われ、雪かきに大忙しの日々が続く中、所得税と消費税の確定申告・納付がありました。慌ただしく、緊張の続く毎日をごさされたことと思います。

さて、社会保険料率も4月1日から0.005割(本人負担分)に変わりますので、給料計算時に確認をお願いいたします。

新年度が始まったこの時期、境港青色申告会の活動や目標、ご意見などをお聞かせいただけたいと思います。

一度、当代理店ホームページへ↓↓↓

株式会社 友和・保険センター

本店 〒683-0802 鳥取県米子市東福原7-2-6 TEL(0859)34-4938 FAX34-5660
境港店 〒684-0071 鳥取県境港市外江町2361-2 TEL(0859)21-0117 FAX21-0118

ホームページ: www.youwa-hoken.jp/



タクシーの御用命は

境港市の移動を担い続けて60年

安心と信頼の 港タクシー をどうぞ

上道営業所 (0859) 44-0555

代表取締役社長 杉本真吾

営業所 境港市上道町1903-4 本社事務所 境港市元町123